

女性に対する
暴力を
なくす運動

11月12日～25日



ひとりぞ悩まず
まずは相談!

©西原理恵子

内閣府における 性犯罪・性暴力対策の取組

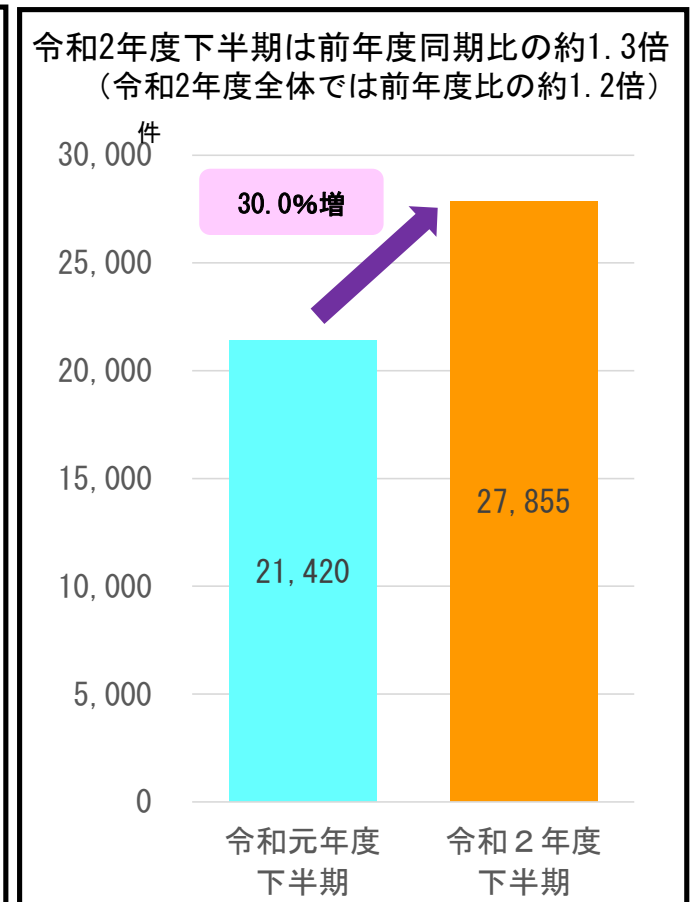
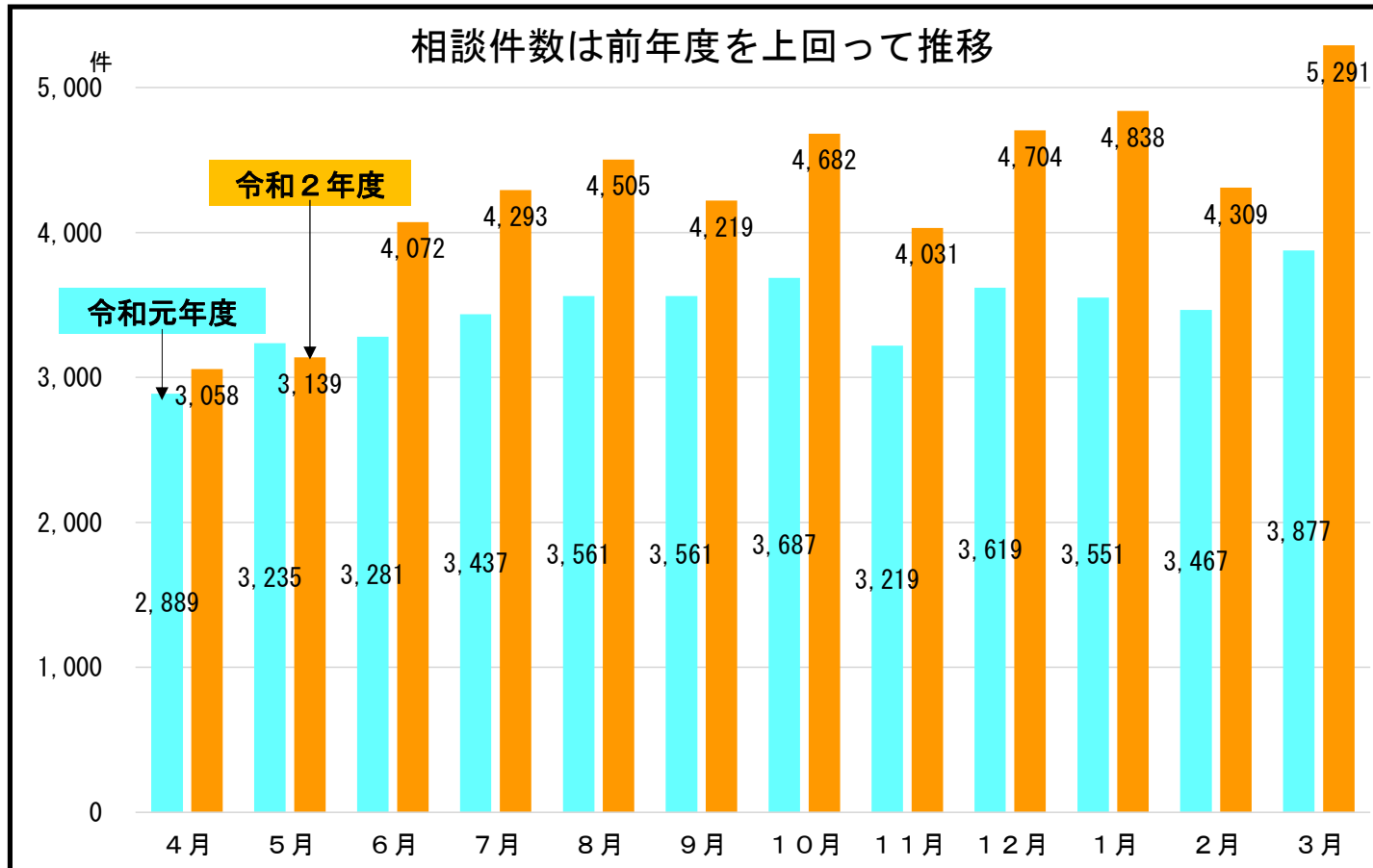
令和3年6月
内閣府男女共同参画局

4月は
「若年層の性暴力被害予防月間」



内閣府男女共同参画局

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの 全国の相談件数の推移（令和2年度）



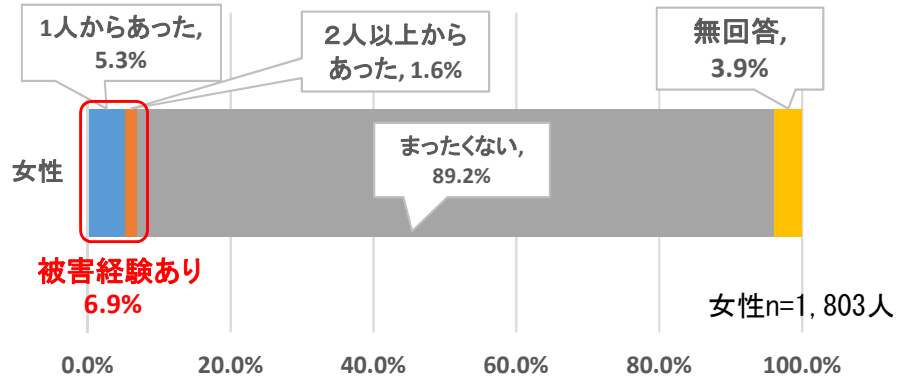
注：相談件数は、電話・面接・メール・SNSによる相談の合計

男女間における暴力に関する調査結果【抜粋】（令和3年3月公表）

（「無理やりに性交等をされた被害経験」について）

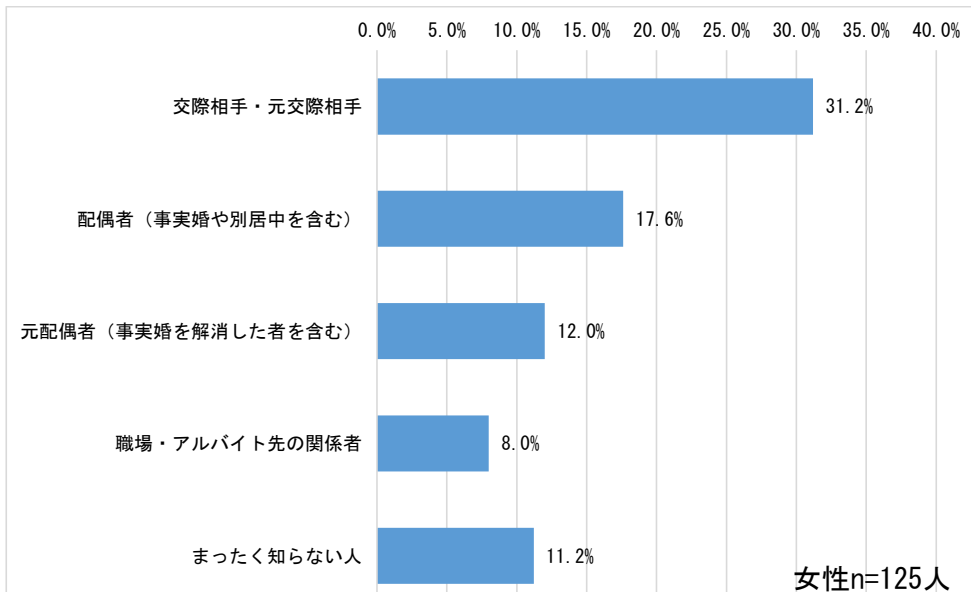
①無理やりに性交等をされた被害経験

- 女性の約14人に1人は無理やりに性交等をされた経験がある。



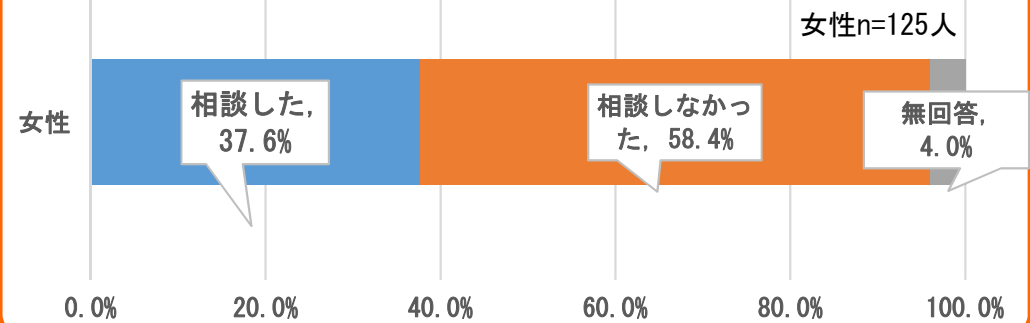
② 加害者との関係（複数回答）

- 女性では「交際相手・元交際相手」が約3割、「まったく知らない人」が約1割。

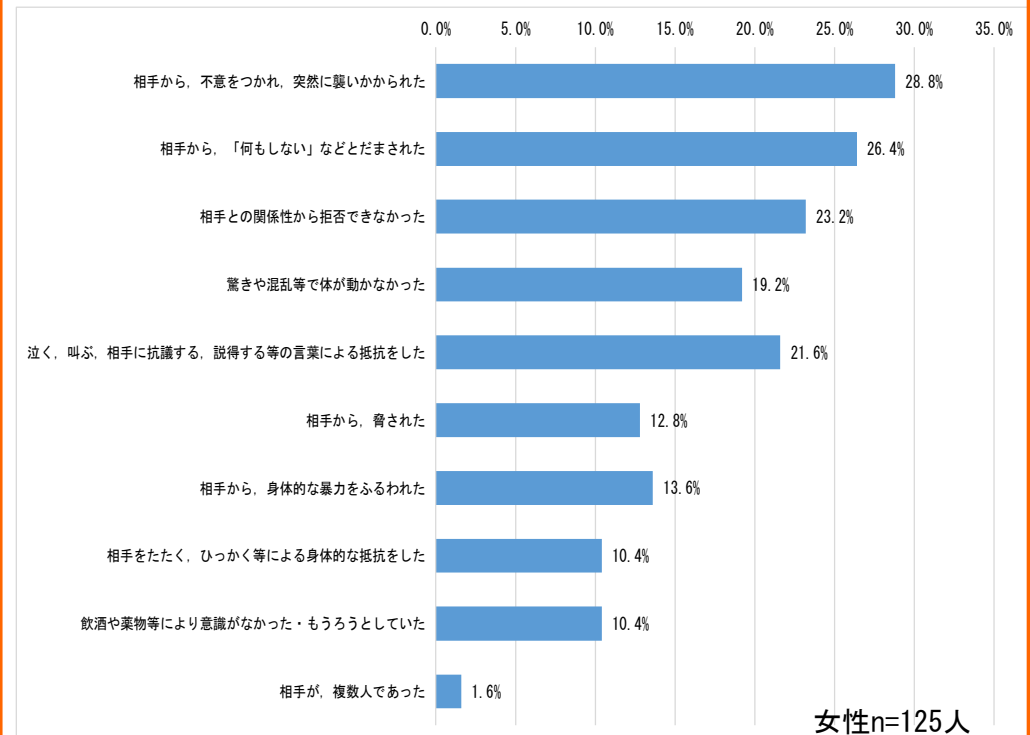


③ 無理やりに性交等をされた被害の相談経験

- 被害を受けた女性の約6割はどこにも相談していない。



④ 被害にあったときの状況（複数回答）

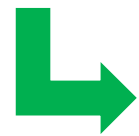


我が国が目指す男女共同参画社会

男女共同参画社会 とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」

※ 男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)第2条第1項に規定



女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会

男女共同参画社会の実現のための5本の柱(基本理念)

(男女共同参画社会基本法第3条～第7条)

- ◆ 法第3条 **男女の人権の尊重**
- ◆ 第4条 社会における制度又は慣行についての配慮
- ◆ 第5条 政策等の立案及び決定への共同参画
- ◆ 第6条 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ◆ 第7条 国際的協調

なぜ 女性に対する暴力の 根絶 が必要か？

女性に対する暴力 とは、

性犯罪・性暴力、子供、若年層に対する性的な暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、セクシュアルハラスメント、人身取引、インターネット上の女性に対する暴力、売買春等を含む広範囲な概念

これらの



女性に対する暴力は、**重大な人権侵害** であり、その根絶は、**男女共同参画社会を形成** していく上で、克服すべき重要課題

〔 すべての女性が輝く社会を目指し、女性の活躍の場を更に広げていく
ためには、女性に対する暴力の根絶を図ることが大前提

〕

第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(概要)

基本的考え方

- 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題。
- 女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせず、被害者支援にあたっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠。
- 女性に対する暴力を根絶するため、暴力を容認しない社会環境の整備、暴力根絶のための基盤づくりの強化を図り、被害者に対しては、専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要がある。

成果目標

項目	計画策定当初	成果目標 (期限)	項目	計画策定当初	成果目標 (期限)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数	47か所 (2020年4月)	60か所 (2025年)	市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	119か所 (2020年4月)	150か所 (2025年)
性犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数	20都道府県 (2020年4月)	47都道府県 (2025年)	要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数	190か所 (2018年4月)	323か所 (2025年)

施策の実施

1 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・女性に対する暴力は人権侵害であり、暴力を断じて許さないという社会規範の醸成
- ・相談窓口の周知やSNS等を活用した相談の実施、夜間休日における相談対応の実施等の検討
- ・現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修の充実、民間団体の活用による支援の充実

2 性犯罪・性暴力への対策の推進

- ・性犯罪に関する罰則や刑事手続の在り方に関する検討
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化、質の向上、被害者が相談にしやすい体制の整備
- ・「#8103(ハートさん)」や「#8891(はやくワンストップ)」の周知

3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための子供の発達段階に配慮した教育の充実
- ・児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員や保育士等に対する厳正な処分の徹底
- ・SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動の効果的な展開

4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・児童福祉法等一部改正法附則検討条項に基づく検討
- ・民間シェルター等が行う先進的な取組の推進
- ・「#8008」の周知、SNS等を活用した相談の推進
- ・加害者暴力抑止のための地域社会内でのプログラムに関する試行実施を踏まえた本格実施に向けた検討
- ・配偶者からの暴力、児童虐待の対応機関間の連携協力の推進

5 ストーカー事案への対策の推進

- ・被害者の安全確保、加害者への厳正な対処の徹底
- ・緊急時における一時保護及び自立支援を含む中長期的な支援の推進

6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

- ・外部相談窓口の活用等の有効な相談体制整備等の雇用の場における対策の推進
- ・国家公務員における幹部職員も含めた研修の実施、防止対策、厳正な対処の推進

7 人身取引対策の推進

8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応

9 売買春への対策の推進

性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度の3年間）

刑事法に関する検討とその
結果を踏まえた適切な対処

- 「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討
- 児童や障害者など被害者の事情聴取の在り方等の検討

性犯罪者に対する再犯防止
施策の更なる充実

- 専門的プログラムの拡充の検討
- 出所者情報の地方公共団体への提供
- 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等の検討

被害申告・相談をしやすい
環境の整備

- 被害届の即時受理の徹底
- 二次的被害の防止（女性警察官の配置、研修）
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
 - ・全国共通短縮番号の導入、無料化の検討
 - ・SNS相談の通年実施の検討
 - ・夜間休日コールセンターの設置検討
 - ・センター等の増設の検討

切れ目のない手厚い被害者
支援の確立

- ワンストップ支援センターと病院等の関係機関の連携強化
- 中長期的な支援（トラウマ対応の専門職育成、福祉との連携）
- 障害者や男性等の多様な被害者支援の充実

教育・啓発活動を通じた
社会の意識改革と暴力予防

- 生命（いのち）を大切にする、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育
※「水着で隠れる部分」、SNSの危険、「デートDV」等
- 学校等の相談対応体制の強化
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分（懲戒免職、告発、教員免許状の管理等の見直し）
- 社会啓発（4月を若年層の性暴力予防月間など）

方針の確実な実行

- 7月に具体的な工程
- 毎年4月にフォローアップ
- 性暴力の実態把握

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは

- 目的：
 - ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
 - ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
 - ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止
- 求められる核となる機能：
 - ・支援のコーディネート・相談
 - ・産婦人科医療
 - （救急医療・継続的な医療・証拠採取等）
- 運営主体：都道府県、公益社団法人、民間団体等
- 24時間365日運営：21都府県（令和3年4月）
- 相談件数：51,141件（令和2年度）

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター 全国共通短縮番号(R2.10/1～) 「#8891」(はやくワンストップ)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター



8 8 9 1

はやくワンストップ

都道府県の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
全国共通短縮番号が10月1日からはじまります。
発信場所から最寄りのワンストップ支援センターにつながります。
8 8 9 1 「はやくワンストップ」と覚えてください。

- ◇ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは、性犯罪・性暴力に関する相談窓口で、医療、法律などの総合的な支援につながります。
- ◇ 全国共通短縮番号は、一部のIP電話、PHS等からはつながりません。



性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

R2.10/2～
(月・水・土 17時～21時)

性暴力の悩み、SNSで相談してみませんか？ 年齢・性別は問いません 匿名でOK

キュア タイム
+Cure time+

相談期間 2020/10/2(金)～
受付日時 月・水・土 17時～21時

叩いたり蹴ったり、あなたの身体を傷つけられることだけが暴力ではありません
あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です

内閣府



同意のない性的な行為は
全て性暴力です。

匿名で相談できるSNS相談室
+Cure time+

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について（概要）

（令和3年3月26日 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議決定）

ワンストップ支援センターにつながるための相談体制の強化

① ワンストップ支援センターの周知の徹底

全国共通短縮番号「# 8 8 9 1（はやくワンストップ）」の周知・広報の推進、通話料無料化の検討（令和4年度）
中学生・高校生・大学生や保護者等に対する周知

② 多様な相談手段の提供

SNS相談（キュアタイム）の通年実施（令和3年4月から）、メール相談、オンライン相談、手話、外国語通訳の活用等の促進

③ 24時間・365日対応の推進／コールセンターの設置及び都道府県における緊急対応体制の整備

コールセンターの設置（令和3年秋）に向けた準備
都道府県における相談対応体制及び緊急対応体制の整備（令和2年12月に通知）、コールセンターへのコーディネーターの配置
交付金を通じた相談員への研修の実施、相談員への適切な処遇の提供、緊急時の同行支援等の取組の促進

④ ワンストップ支援センターの増設 支援拠点の増設に対する支援（令和3年度）

ワンストップ支援センターの支援体制の強化

⑤ 病院など地域における関係機関との連携強化

都道府県の好事例を参考とした積極的な取組の促進
関係機関が連携し、適切な証拠採取・保管が行われるよう、警察庁からの通達及び内閣府からの通知
コーディネーターの配置及び育成や処遇改善の取組の促進、事務職員の配置の推進（令和3年度）

⑥ 職員の研修の充実

オンライン研修教材の開発・提供（令和2年度）、相談員等に対する集合研修の実施の検討（令和3年度以降）
センター長やコーディネーターに対する研修の実施（令和3年度）、地域における関係機関と連携した合同研修の実施の促進

⑦ 中長期的な支援体制

専門的知識を備えた医師等の育成及び適切な処遇の検討
福祉部局等における研修等、婦人保護施設における心理的ケアや自立支援、同伴児童への学習支援の推進
学校と連携した支援の推進、児童相談所における児童心理司の増員

⑧ 被害者の医療費負担の軽減

急性期の医療費支援について、被害者の居住地及び被害の発生地に関わらず対象とするよう対応依頼（令和2年12月に通知）
監護者への精神的ケアも含まれることなどについて、医療費支援対象の周知

⑨ 多様な被害者支援の充実

障害者、男性等の支援の状況についての事例調査・分析を実施し、必要な取組みや好事例を把握（令和3年度）
関係機関において協力し、必要な研修を実施（令和3年度以降）

好事例

24時間365日対応（滋賀県）、オンコール体制整備（山口県）、支援拠点の増設（鳥取県）
病院拠点型・病院との提携の強化（栃木県）、証拠採取・保管（埼玉県）、医療費支援（三重県）

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和2年度3次補正予算額 147百万円】

【令和3年度当初予算額 246百万円】

（令和2年度予算額 246百万円）

目的

○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、都道府県による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

◆ 交付先：都道府県

◆ 対象経費：都道府県が負担した以下①～②に関する経費

①相談センターの運営費等

（人件費（【新】事務職員の配置、【拡】24時間対応への取組加算、【拡】コーディネーター等の配置 等）、【拡】広報啓発、
【拡】関係機関との連携強化、【拡】法的支援、【新】コールセンターとの連携に係る経費、【新】増設した支援拠点の運営に係る経費、
【新】新型コロナウイルス感染症対策に係る経費、【拡】先進的な取組に要する経費（SNS対応、外国語・手話対応 等）
拠点となる病院の整備・質の向上に係る経費 等）

②被害者の医療費等

（緊急避妊措置、検査費用（妊娠検査、性感染症検査、薬物検査）、カウンセリング費用
他県居住者の被害の支援に係る経費（急性期）、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費 等）

◆ 交付率：対象経費の1/2（「②被害者の医療費等」は1/3）

◆ その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先（本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可）

予算スキーム

内閣府

1/2 or 1/3

交付金

都道府県

- ① 被害者相談支援運営・機能強化事業
（相談センターの運営費等）
- ② 医療費等公費負担事業
（被害者の医療費、証拠採取キット等の購入経費等）

※ 性犯罪・性暴力被害者支援交付金に係る事業の地方負担に
対しては、普通交付税措置が講じられている。

委託費等

相談センター 運営団体

・犯被センター	24
・NPO法人	7
・県直営（婦相等）	9
・病院	3
・連携体制	2
・その他民間団体等	4

令和2年11月 女性に対する暴力をなくす運動 : 「性暴力を、なくそう」

<概要>

政府では、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施。（平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定）

<目的>

潜在化しやすい女性に対する暴力（配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等）の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。今年のテーマは「性暴力を、なくそう」



<ポスター・リーフレット>

○ 橋本大臣との意見交換性暴力被害者支援団体・関係者との意見交換（11/12）

橋本大臣と性暴力被害者支援団体・関係者でコロナ禍における性暴力の実態や性暴力被害対策についての意見交換を実施。橋本大臣からは、「多くの人に性暴力の問題に関心をもってもらい、『性暴力はあってはならない』という意識を社会全体に広げるために、広報啓発や被害者支援の充実等に取り組んでいきたい」との発言があった。



橋本大臣と関係者のみなさん

○ 性暴力防止に関するポスター・リーフレット・啓発カード・啓発シール・パープルリボンバッジの作成・配布

「性暴力をなくす」という社会の意識の醸成と、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国共通番号を周知を図るポスターやリーフレットを作成し、全国の自治体、関係機関・団体、公立図書館等に配布。



<啓発カード>



<パープルリボンバッジ>



<啓発シール>

令和2年11月 女性に対する暴力をなくす運動 : 「性暴力を、なくそう」

○ パープル・ライトアップ

東京スカイツリーを始め、全国のタワーや商業施設等において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップを実施し、女性に対する暴力の根絶を呼びかける活動を実施。

※令和2年度は263カ所で実施



＜令和2年度ライトアップ写真＞

○ 閣僚によるパープルリボンバッジの着用

○ 漫画家 西原理恵子さん描きおろし漫画

性暴力の被害の実態と、ワンストップ支援センターを紹介。

○ 企業と連携した広報展開

日本ロレアル株式会社とトリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社が賛同。店頭やSNSでの広報展開に協力。



＜西原先生の描きおろし漫画＞

若年層を対象とした性的な暴力の根絶

●若年層の性暴力被害予防月間

【期間】 毎年4月

【目的】 これまでのＡＶ出演強要やＪＫビジネスなどの問題の更なる啓発に加え、深刻化しているレイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、ＳＮＳ利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。

【主な実施事項】

- (1) ポスター、リーフレットの作成・配布、
テレビ、ラジオ、インターネット等のメディア
を利用した広報活動
- (2) 講演会・研修会等を開催し、若年層の性暴力被害
予防のための啓発活動を実施
- (3) 被害者相談活動の一層の充実



<ポスター・リーフレット>